

平成20年第1回

石川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

自 平成20年7月24日

至 平成20年7月24日

石川県後期高齢者医療広域連合議会

平成20年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録目次

第1号（7月24日）

1. 招集年月日	1
1. 招集場所	1
1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した職員	1
1. 議事日程	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 開 会（午前11時15分）	3
1. 開 議	3
1. 広域連合長あいさつ	3
○副広域連合長（村 隆一君）	3
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案上程（議案第11号）	5
1. 提案理由の説明	5
○広域連合長（副広域連合長 村 隆一君）	4
1. 質 疑	6
1. 討 論	6
1. 採 決	6
1. 日程追加（陳情取扱の件）	7
1. 議案上程（陳情第4号）	7
1. 質 疑	7
1. 討 論	7
○15番（林 一夫議員）	7
1. 採 決	9
1. 閉 議	9
1. 閉 会（午前11時36分）	9
1. 署名議員	10

平成20年7月24日（木曜日）

第 1 号

○招集年月日

平成20年7月24日

○招集場所

石川県地場産業振興センター

○出席議員（15名）

1番 中西 利雄（金沢市）議員	3番 川崎 順次（小松市）議員
4番 梶 文秋（輪島市）議員	5番 泉谷満寿裕（珠洲市）議員
6番 大幸 甚（加賀市）議員	7番 川口 正雄（羽咋市）議員
8番 杉本 正一（かほく市）議員	9番 石田 正昭（白山市）議員
10番 中野眞治郎（能美市）議員	11番 坂井 毅（川北町）議員
12番 大東 和美（野々市町）議員	14番 渡辺 旺（内灘町）議員
15番 林 一夫（志賀町）議員	16番 林 一郎（宝達志水町）議員
19番 持木 一茂（能登町）議員	

○欠席議員（4名）

2番 仙田 忍（七尾市）議員	13番 谷口 正一（津幡町）議員
17番 杉本 栄蔵（中能登町）議員	18番 石川 宣雄（穴水町）議員

○説明のため出席した者

副広域連合長 村 隆一 君	事務局長 西川 文明 君
総務課長 坂下 敏彦 君	業務課長 寺二 奉代 君
会計管理者 若狭 義高 君	

○職務のため出席した職員

事務局次長 岡 健一 君	書記 倉 繁夫 君
--------------	-----------

○議事日程（第1号）

平成20年7月24日（木）午前11時15分開議

日程第1 一部議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 議案第11号 平成20年度石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第12号 石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第7 陳情第4号 資格証明書の発行対象者除外条例を作成すること等を求める

○本日の会議に付した事件

議案第11号 平成20年度石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第12号 石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

陳情第4号 資格証明書の発行対象者除外条例を作成すること等を求める陳情

○開会・開議

午前11時15分 開会

○議長（中西利雄議員） 開会に先立ちご報告いたします。

山出保広域連合長より病気療養中であり、今臨時会に欠席する旨の届出が出ておりますので、了承願います。

ただいまから、平成20年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

まず、議員の辞職について、ご報告をいたします。去る、6月5日に小松市議会選出議員の橋本康容議員から辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定により、議長において辞職を許可いたしました。

ここに会議規則第66条第2項の規定によりご報告申し上げます。後任の議員として小松市議会より川崎順次議員が選出されましたのでご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は15名で、定足数に達しております。

よって、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

~~~~~

## ○一部仮議席の指定

○議長（中西利雄議員） 日程第1 「一部議席の指定」を行います、一部議席はただ今着席の議席といたします。

~~~~~

○広域連合長あいさつ

○議長（中西利雄議員） ここで、副広域連合長よりご挨拶をお願いいたします。

○副広域連合長（村 隆一君）

〔副広域連合長（村 隆一君）登壇〕

○副広域連合長（村 隆一君） 本日は開会に当たり、山出広域連合長がご挨拶をするところではありますが、病気のため欠席でありますので、私が代わって挨拶申し上げます。

皆様方には、何かとご多忙のなかご出席をいただきましたことにお礼を申し上げます。

4月から長寿医療制度・後期高齢者医療制度がスタートし、4ヶ月経過いたしました。

4月の施行時には、全国的にも大きな混乱が見られ、本県でも被保険者の方から、保険証が届かないとか、保険料の算定はどのようになっているのか、なぜ天引きをされるのか、などの問合せが多数ございましたが、現在は落ち着いてきたようでございます。

まず、4月施行の際には、制度の周知、広報不足などいろいろな要因が重なりましたので、被保険者をはじめ関係の皆様方に、少なからずご心配とご迷惑をおかけをしたこととお詫びを申し上げたいと思います。

現在は、皆様のご協力によりまして、制度スタート時の混乱なども収まりつつあり、

ここに厚くお礼を申し上げます。

さて、先月6月12日には、国で、長寿医療制度・後期高齢者医療制度に対する、いろいろなご意見、ご要望を検討し制度の見直しを行い、低所得の方に対する保険料の軽減と、国保滞納のない方の保険料の納入方法を、天引きから口座振替への変更を認めることなどを柱とする国の特別対策が決定されたところであります。

本県では、これを受けまして、平成20年度の特別対策を実施することとし、所要の条例改正と予算の補正を行なうこととしたものであります。

さて、本日は、「平成20年度特別会計補正予算」、「後期高齢者医療に関する条例」の一部改正についての2件の案件について提出をいたしております。

議員各位におかれましては、議案上程の趣旨をご理解いただき、適正な議決をいただきますように、お願い申し上げますとともに、今後とも、石川県後期高齢者医療広域連合運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

~~~~~

### ○会議録署名議員の指名

○議長（中西利雄議員） これより、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員に大幸甚議員及び渡辺旺議員を指名します。

~~~~~

○会期の決定

○議長（中西利雄議員） 次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日一日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西利雄議員） ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

~~~~~

### ○諸般の報告

○議長（中西利雄議員） 次に、日程第4 諸般の報告を行います。  
山出広域連合長より、欠席届けが提出されております。  
地方自治法第121条の規定による今臨時会の説明員の氏名は、お手元に配付のとおりであります。  
上着の着用はご自由にお願ひします。  
以上をもって、諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議案上程

○議長（中西利雄議員） これより、日程第5 議案第11号及び、日程第6 議案第12号は関連がありますので、一括議題といたします。

~~~~~

## ○提案理由の説明

○議長（中西利雄議員） 本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（中西利雄議員） 村隆一副広域連合長。

〔副広域連合長（村隆一君）登壇〕

○副広域連合長（村隆一君） 議案第11号「平成20年度石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について提案理由をご説明申し上げます。

今回提出をいたしました補正予算案は、国の特別対策により、保険料の軽減について条例の一部改正にあわせ、財源の振替えを内容とする予算の補正をお願いをするものがあります。

その内容ですが、7割軽減世帯につきまして一律8.5割の軽減とする措置、一定の所得の低い方について原則一律50パーセントの軽減措置を講ずること、などございまして、後期高齢者医療保険料が4億2,043万4千円の減額となる見込みであり、歳入1款の市町支出金の総額を195億9,966万7千円とするものでございます。

この軽減措置により、減額となる保険料の額につきましては、国の特別調整交付金により全額補助されることから、歳入2款の国庫支出金で4億2,043万4千円の増額となり、国庫支出金の総額を361億9,518万円とするものでございます。

従いまして、歳入歳出の増減はなく、予算総額をそれぞれ1,143億4,447万9千円としており、その財源につきましては「市町支出金」と「国庫支出金」で調整をしているものであります。

次に議案第12号「石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

この条例は、所得の少ない方の保険料の負担を軽減するため、平成20年度の特別措置を講ずるものとして条例改正するものであります。

内容といたしましては、所得割の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対し、所得割り額を50パーセント軽減すること。

均等割の7割軽減対象者に対しては均等割額を8.5割軽減すること。

また、7割軽減対象者に対しては均等割りを8.5割軽減することにより発生する小額の保険料の徴収について、500円未満の場合は免除することの規定を設けるものであります。

なお、この条例は平成20年8月1日から施行し、改正後の条例の適用は、平成20年4月1日から適用することとしたものであります。

以上、提出いたしました案件につきましてご説明を申し上げますが、なにとぞ慎重

ご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

~~~~~

○質 疑

- 議長（中西利雄議員） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中西利雄議員） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

~~~~~

### ○討 論

- 議長（中西利雄議員） これより、討論を行います。  
討論はありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中西利雄議員） 討論はなしと認め、討論を終わります。

~~~~~

○採 決

- 議長（中西利雄議員） これより、採決を行います。
議案第11号「石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について」採決いたします。
お諮り致します。
議案第11号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中西利雄議員） 「異議なし」と認めます。
よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決しました。
- 議長（中西利雄議員） 次に、議案第12号「石川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」採決いたします。
お諮り致します。
議案第12号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（中西利雄議員） 「ご異議なし」と認めます。
よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~



## ○日程追加（陳情第4号）

○議長（中西利雄議員） 次に、お手元に配付のとおり、「資格証明書の発行対象者除外条例を作成すること等を求める陳情」を受理しております。

お諮りいたします。

陳情第4号「資格証明書の発行対象者除外条例を作成すること等を求める陳情」は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第7として審議することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西利雄議員） 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第7として、審議することに決定しました。

〔陳情文書表を配付〕

~~~~~

○議案上程

○議長（中西利雄議員） これより、追加日程第7、陳情第4号「資格証明書の発行対象者除外条例を作成すること等を求める陳情」を議題といたします。

陳情の内容につきましては、ただいまお配りした陳情文書表のとおりであります。

~~~~~

## ○質 疑

○議長（中西利雄議員） これより、本案件について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西利雄議員） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

~~~~~

○討 論

○議長（中西利雄議員） これより、討論を行います。

討論はありませんか。

〔議長、15番〕と呼ぶ者あり〕

○議長（中西利雄議員） 15番林一夫議員。

〔15番（林一夫議員）登壇〕

○15番（林一夫議員） 15番林一夫です。

陳情第4号「資格証明書の発行対象者除外条例を作成すること等を求める陳情」についてでございますが、後期高齢者医療制度は、75歳以上の方全員が加入し、保険料を負担し合って、運営するものであります。

被保険者の方々が、それぞれの所得に応じて保険料を納めてもらうことが、制度を維持する大前提となるものと考えています。

国民皆保険制度の趣旨は、安心・安全で質の高い医療を受けられる体制を確保すること、また、将来にわたってこの制度を維持していくことであり、この二つが大事なことと思っております。

資格証明書の発行については、一部の人が保険料を納めず、保険料を滞納した場合においては、災害等の特別の事情があると認められる場合は別といたしまして、まず、必要なことは、滞納されておられる方と十分に相談を行ったうえで保険料を納めていただくよう働きかけることが必要であると考えております。

しかし、それでも払ってもらえないようであれば、さらにきめ細かな相談を行い、世帯の状況や生活状況もお聞きした上で、最終的に資格証明書を交付するかどうかを検討するものだと思います。

さて、この「夫婦で238万以下、単身で203万円以下の収入の人には、滞納があっても資格証明書発行対象者から除外する」旨の条例制定の陳情についてであります。資格証明書の交付につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第54条において、特別の事情があると認められる場合を除き、1年間滞納すれば資格証明書を交付することになっております。

また、交付は、広域連合が、統一的な運用基準を設けて行なうものであり、その基準については、広域連合で決定することとされております。

従いまして、資格証明書の交付については広域連合の運用の問題と考えており、条例で規定を設けることには、反対と考えます。

しかしながら、国の特別対策では、「資格証明書の運用にあたっては、相当の収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用する。それ以外の方々に対しては、従前どおりの運用とし、その方針を徹底する。」とされておりますので、資格証明書は、相当な所得がありながら、さしたる理由もなく納めない悪質なものに限って交付することとし、収入が少ないなどの理由があり、保険料を支払えない方に対しては、資格証明書の交付はしないよう配慮していただくことを広域連合にお願いするものであります。

今後、資格証明書の交付にあたっては、国の特別対策を踏まえ、県内統一基準を設け適正な運用を行なっていただきたいと思っております。

以上のことから、最後に、資格証明書の交付は法で規定され、適用除外とする事情については政令で定められ、運用については広域連合で行うこととされていることから、条例を制定することには反対であることを申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（中西利雄議員） 他に討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（中西利雄議員） 討論はなしと認め、討論を終わります。

~~~~~

○採 決

- 議長（中西利雄議員） これより、採決を行います。  
この採決は、起立によって行います。  
「陳情第4号」を採択することに賛成の方は、起立を願います。  
〔起立者なし〕
- 議長（中西利雄議員） 起立なしであります。  
したがって、陳情第4号は、不採択とすることに決しました。



○閉議・閉会

- 議長（中西利雄議員） 以上をもって、本臨時会の議事は、全部終了いたしました。  
これをもって、平成20年第1回石川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午前11時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議会議長 中西利雄

署名議員 大幸 甚

署名議員 塚 田 旺